

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成24年(2012年)12月25日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】根保証契約の被保証債権を譲り受けた者は、その譲渡が元本確定期日前にされた場合であっても、当該根保証契約の当事者間に別段の合意がない限り、保証人に対し保証債務の履行を求めることができると判示(平成24年12月14日最高裁)

【2】土地の共有者の1人Yがこれを第三者に駐車場として賃貸して得る収益につき、他の共有者Xらが、Yに対しXらの持分割合に相当する部分の不当利得返還請求等をする事案において、口頭弁論終結日の翌日以降に生ずべき不当利得金の返還請求を却下した事例(平成24年12月21日最高裁)

【3】交通事故を起こしたY1と自動車保険会社Y2は、当初認めていた責任を撤回し過失を争う姿勢を見せたため、一審はその不誠実を慰謝料算定時に考慮できると判断。Yらは過失を争ったことを慰謝料増額事由として斟酌するのは不当として控訴したが棄却された

(平成24年3月15日福岡高裁)

【4】複数の法人を実質的に支配する貸主がこれらを利用して行った貸付につき、借主による上記法人の一部とのアドバイザリー契約に基づく定額報酬等の支払も実質貸付利息とする過払金(不当利得)返還請求が、法人格否認の法理の下に認められた事例(平成24年6月4日東京高裁)

【5】Yのフランチャイズ店Xは、Yの消費期限切原料使用の発覚でYの要請により3か月間営業を休止、その後も営業を再開せず廃業。XはYに対し損害賠償を請求し、Yの契約違反は認められたが、廃業による損害との因果関係はないとして同請求は棄却された(平成22年7月14日東京地裁)

【6】過払金返還請求訴訟において、過払債権額以上を弁済していた事実を主張しなかったため請求認容判決が確定し強制執行された。これが過剰な取立てとして不当利得返還請求等の請求が為されたが、確定判決の既判力の法的安定性を考慮した上棄却された事例(平成23年7月20日東京地裁)

【7】ホテル(Y)で結婚式及び披露宴を行う契約を締結したX1(元暴力団員)・X2が暴力団排除条項に基づくYからの一方的契約破棄は債務不履行である等として損害賠償を求めた。契約締結・解除の時にはX1が暴力団員であったと認め、請求を棄却した(平成23年8月31日大阪地裁)

【8】銀行預金を共同相続人の一部の者に相続させる旨の遺言で指定された遺言執行者からの預金払戻請求を銀行が拒絶。これに対し損害賠償請求及び預金の払戻請求がなされたが、他の共同相続人の意思確認が必要などの事情下で、銀行は不法行為責任を負わないと判示(平成24年1月25日東京地裁)

【9】Xが証券会社Yに開設した口座、及びYからの郵便物に記されたXの氏が戸籍上の漢字と異なるため修正を求め、また株式売却も求めたがいずれも拒否され損害賠償を求めた事案。Yの手書による郵便物送付の義務等を認め、慰謝料20万円の限度でXの請求を認容(平成24年1月27日東京地裁)

【10】一般法人法278条の規定は法人と同様に社団性を有する権利能力なき社団にも準用されるとする主張は、特定の要件を満たす場合に限られ、法に明文の規定がないにもかかわらず一般的に同法同条の規定を類推して代表訴訟を認めることはできないと判示(平成24年6月8日東京地裁)

【11】武富士の顧客が過払金の返還を受けられなかったとして同社元代表取締役に損害賠償請求をした事案。当該貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら又は容易にそれを知り得たのにあえて請求をするのは不法行為を構成するとして請求を一部認容(平成24年7月17日横浜地裁)

(商事法)

【12】有価証券報告書等の虚偽記載と相当因果関係のある株価値下がり以外の事情により生じた損害も含まれる

として、金商法21条の2の4又は5項による減額を否定した原審判断に違法ありとして差し戻された事例(平成24年12月21日最高裁)

【13】Yに融資したXが主位的には貸金残金等の支払、予備的には貸金残金の不当利得返還請求を求めた事案。本件借入は会社法上の「多額の借財」で取締役会決議が存在しないことをXは知っていたか知らなくとも過失があったとして主位的請求は棄却し予備的請求を認容(平成24年2月21日東京地裁)

(知的財産)

【14】本願商標「炭都饅頭」の登録出願をしたが特許庁から引用商標「TANTO/タント」と類似するとして拒絶査定を受け、不服審判請求も不成立の審決を受け、その取消を求めた事案。引用商標から生じる観念が異なり、審決の判断に誤りがあるとして審決を取り消した(平成23年10月11日知財高裁)

【15】特許出願人である原告が、拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であり、審決において初めて引用発明に周知技術を適用して当業者に容易に発明することができたと判断したことが違法である等を主張したが請求が棄却された事例(平成24年11月21日知財高裁)

【16】原告が本件特許につき無効審判を請求したが、被告の訂正請求を認めて審判請求不成立の本件審決がされ、その取消しを求めて本訴を提起、その後被告請求の訂正審判を認める審決が確定した一方で裁判所においては特許庁の審理先行が相当として本件審決を取消した(平成24年11月29日知財高裁)

【17】「身飾品」を指定商品とする本件商標の登録取消しを求める被告の審判の請求につき、特許庁が同請求を認めた本件審決には取消事由があるとして原告が審決の取消しを求めたところ、対象指定商品に当たらないとした審決は認定判断に誤りがあるとして取消された(平成24年12月5日知財高裁)

(民事手続)

【18】大規模金融機関である第三債務者の店舗を支店名で特定せず、預金債権額合計の最大の店舗の預金債権を対象とする、支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とするなどの方法で差押さえるべき債権を表示するのは差押債権が特定されておらず不適法とされた事例(平成24年10月24日東京高裁)

(刑事法)

【19】黄色信号で交差点に進入したタンクローリーが歩行者に衝突し傷害を負わせた事故において、運転手は信号表示が青色から黄色に変わった場合には直ちに制動措置を講じて速やかに停止線の手前で停止すべき注意義務があったとして自動車運転過失傷害罪を認めた事例(平成22年5月18日東京高裁)

(公法)

【20】国家公務員法102条1項、人事院規則14-7第6項7号13号は憲法21条1項31条に反せず、管理職的地位にない公務員(厚生労働事務官)が休日に政党機関誌を配布した行為は、政党の機関紙の配布及び政治的目的を有する文書の配布に当たらないとされた事例(平成24年12月7日最高裁)

【21】管理職である公務員が政党機関紙を配布した行為は、国家公務員法102条1項、人事院規則14-7第6項7号の政党機関紙の配布に当たり、国家公務員法(平成19年改正前)110条1項19号の罰則を適用することが憲法21条1項、31条に違反しないとされた事例(平成24年12月7日最高裁)

【22】道路交通法26条の2第3項に違反する行為をしたとして公安委員会から基礎点数1点を付され、違反行為の経歴を記録された控訴人が、点数付加と経歴の記録の取消と点数付加に係る基礎点数の無効及び本件経歴の不存在の確認を求めたが、いずれも却下された事例(平成24年6月27日東京高裁)

(社会法)

【23】定年後1年間の嘱託雇用契約でYに雇用されていたXが、同契約終了後の継続雇用を求めたところ拒絶されたため、Yを相手に雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認等を求め、再雇用されたのと同様の雇用関係の継続が認められた事例(平成24年11月29日最高裁)

【24】変形自在な水切りざるを販売する原告が、同様商品を販売する被告らに対しその行為の差止め、商品の廃棄と損害賠償等の支払を求めたところ、被告らのうち一社に対する請求を一部認め、他の被告らに対しても同社と連帯して損害賠償責任を負う等とした事例(平成23年10月3日大阪地裁)

【25】行政書士である被告が虚偽の記事を自己のブログに掲載して弁護士である原告の営業上の利益を侵害しているとして、原告が記事掲載の禁止と削除等を求めた訴訟において、両者が競争関係にあるか否かが争点となり、競争関係が認定され原告請求が認容された事例(平成24年12月6日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成24年12月14日 最高裁HP

平成23年(受)第1833号 貸金請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121214114813.pdf>

(要旨)

根保証契約の被保証債権を譲り受けた者は、その譲渡が元本確定期日前にされた場合であっても、当該根保証契約の当事者間に別段の合意がない限り、保証人に対し、保証債務の履行を求めることができる。

(理由)

根保証契約を締結した当事者は、通常、主たる債務の範囲に含まれる個別の債務が発生すれば保証人がこれをその都度保証し、当該債務の弁済期が到来すれば、当該根保証契約に定める元本確定期日(本件根保証契約のように、保証期間の定めがある場合には、保証期間の満了日の翌日を元本確定期日とする定めをしたものと解することができる。)前であっても、保証人に対してその保証債務の履行を求めることができるものとして契約を締結し、被保証債権が譲渡された場合には保証債権もこれに随伴して移転することを前提としているものと解するのが合理的である。

(2) 最二判平成24年12月21日 最高裁HP

平成23年(受)第1626号 所有権移転登記手続、持分移転登記抹消登記手続等、持分権確認等請求事件(一部破棄自判、一部棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121221145110.pdf>

(要旨)

土地の共有者の1人であるYがこれを第三者に駐車場として賃貸して得る収益につき、他の共有者であるXらが、Yに対し、Xらの持分割合に相当する部分の不当利得返還請求等をする事案において、口頭弁論終結日の翌日以降に生ずべき不当利得金の返還請求を却下した事例。

(理由)

共有者の1人が共有物を第三者に賃貸して得る収益につき、その持分割合を超える部分の不当利得返還を求める他の共有者の請求のうち、事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分は、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求としての適格を有しないものである(最高裁昭和59年(オ)第1293号同63年3月31日第一小法廷判決・裁判集民事153号627頁参照)。なお、当該訴えは、上記のとおり不適法でその不備を補正することができないものであるから、口頭弁論を経ないで判決をすることとする(最高裁平成18年(受)第882号同19年5月29日第三小法廷判決・裁判集民事224号391頁参照)。

(3) 福岡高判平成24年3月15日 判例時報2161号54頁

平成24年(ネ)第478号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却 確定)

Xは、丁字路の交差点を歩行横断中、Y1の運転する自動車に衝突され、頭蓋骨骨折等の傷害を負い、自賠責等級3級3号に該当する後遺障害が残った。そこで、Xは、Y1とY1の運転車両につき自動車保険契約を締結しているY2(保険会社)に対し、総額2億5593万円余の損害賠償を請求した。

一審は、Yらの過失を肯認しXの過失を10%として1億1911万円余の支払を求める限度でXの請求を認容したが、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料については、Y2がY1に過失があることを前提に示談の提案をし、本訴においても当初Y1の責任を認める旨の認否をしながら、その後認否を撤回し、Y1の過失を争うに至っているとした上、このようなY2の対応の変更は不誠実なものであるとし、かかる事情を慰謝料の算定の際に考慮することは許容されると判断し、入通院慰謝料270万円、後遺障害慰謝料2100万円が相当であるとした。そこで、Yらは控訴し、Yらが過失を争ったことを慰謝料増額事由として斟酌することは不当であると主張したが、一審の認定判断は相当であるとしてYらの控訴を棄却した。

(4) 東京高判平成24年6月4日 判例時報2162号54頁

平成22年(ネ)第3337号 貸金、不当利得返還請求控訴事件(上告、上告受理申立)

唯一の出資者であったり代表者であるなど複数の法人を実質的に支配する貸主が、当該複数の法人を利用して借主に対して貸し付け、その返還を求めたことに対し、借主が、本来の利息支払に加え、同法人のうちの2社との間で締結した資金調達や資本政策等の情報提供に関するアドバイザー契約に基づく定額報酬等の支払をも実質貸付利息だと主張して、過払金(不当利得)返還請求をした事案において、法人格の形骸化又は法人格の濫用という法人格否認の判断準則を示した上、法人間の財産の混同・業務の混同、会社法等により求められる手続の不遵守など、法人格否認の評価根拠事実の

有無を細かく検討し、法人格の形骸化を認定し、さらに、利息制限法の規定を潜脱する不当な目的があったとして、法人格の濫用を認定し、アドバイザリー契約に基づく報酬を利息とみなし、貸主からの過払金返還請求を認めた事例

。また、当事者(上記の貸主側)が法人の発行社債の引受先を示す文書の提出命令に従わなかったことから、民事訴訟法224条1項を適用し、社債引受人につき相手方(借主)の主張(貸主又は支配法人が引受先であり、資金を循環させているだけだとの主張。)を真実と認め、法人格否認の評価根拠事実の一つとした事例。

(5) 東京地判平成22年7月14日 判例タイムズ1381号140頁

平成21年(ワ)第873号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴)

XとYは、YがXに対し商標等の使用許諾、商品等の継続的な提供及び洋菓子チェーン店の経営許諾をするのに対し、XがYにロイヤルティ等を支払うフランチャイズ契約を締結していたところ、Yが消費期限切れの原料を製品に使用していたことがマスコミに報道されたため、XはYの要請により3か月間営業を休止し、Yから従業員の給与等を賄えるようにするという趣旨で休業補償金の交付を受けた。Xはその後も営業を再開せず、休業補償金の継続を求めたが、Yが拒否したため、Xは営業を止め、消費期限切れ原料の使用はブランド価値を著しく毀損するとし、債務不履行に基づき廃業に追い込まれたとして損害賠償を求めた。本判決は、上記契約の内容に照らし、Yは使用を許諾した商標等のブランド価値を自ら損なうことがないようにする信義則上の義務を負うとし、また、契約に、相手方若しくは洋菓子チェーン・フランチャイズ・システムの信用、名誉等を傷つける行為をしたときは直ちに無催告解除できる旨の定めがあること等に照らし、Yのブランド価値維持義務違反を認め、Xは開店後休業期間までいずれも赤字であり、休業期間の後、1度も営業を再開せずに営業を止めたことからすれば、廃業に追い込まれたのはYの上記行為によるものではなく、従業員の退職も上記休業補償金をその趣旨に反して給与の支払に充てなかったためであると、Xの主張する損害との因果関係を否定し、請求を棄却した。

(6) 東京地判平成23年7月20日 判例タイムズ1380号146頁

平成22年(レ)第2061号 不当利得返還請求控訴事件(控訴棄却・確定)

請求認容判決が確定した過払金返還請求訴訟の被告であった控訴人が、同訴訟の原告であった被控訴人に対し、被控訴人は同訴訟の事実審口頭弁論終結前に控訴人から過払債権額を超える弁済を受けていたにもかかわらず、同訴訟において控訴人が弁済の事実を主張しなかったため、請求認容判決がされ、同判決が確定し、被控訴人が同判決に基づき控訴人が第三者に対して有していた債権を差押え、転付命令を取得したことについて、これは過剰な取立てであるなどとして、不当利得返還請求を行い、控訴審において不法行為に基づく損害賠償請求を選択的に追加した。

本判決は、不当利得返還請求については、本件弁済の事実が前訴確定判決の既判力により排斥されるため理由がないとし、不法行為に基づく損害賠償請求については、控訴人が前訴において本件弁済の事実を主張しなかったことにつき特段酌むべき事情が存在せず、被控訴人が自ら請求の減縮をしなかった点を非難することもできないため、前訴確定判決の成立過程に特段問題はなかったこと、本件強制執行の主たる目的が、第三者の債務整理に協力する点にあり、控訴人を害する意図や自ら不当な利益を得ることにあつたとは認め難いこと、被控訴人が、本件強制執行に法的問題があることを認識していながらあえてその申立に及んだとは認め難いことを併せ考慮すれば、被控訴人による一連の行為が著しく正義に反し、前訴確定判決の既判力による法的安定の要請を考慮してもなお容認しえないものであつたとは認め難いというべきとして、本件控訴及び控訴審における控訴人の追加請求を棄却した。

(7) 大阪地判平成23年8月31日 金法1958号118頁

平成21年(ワ)第18265号 損害賠償請求事件(請求棄却)

本件は、Yとの間で、Yの運営するホテルで結婚式及び披露宴を行う契約を締結したX1(元暴力団員)・X2が、同ホテルの宴会規約に規定されている、いわゆる暴力団排除条項に基づき、Yから一方的に契約を破棄され、予定通りに結婚式及び披露宴を行うことができなかつたと主張して、Yに対し、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案である。

本判決は、X1が本件の契約締結時及び解除時において暴力団員であったことが推認できるとして、上記暴力団排除条項に基づく解除の合理性・有効性を認め、Xらの請求を排斥した。

(8) 東京地判平成24年1月25日 金法1958号108頁

平成23年(ワ)第22956号 預金返還請求事件(請求一部認容)

本件は、銀行預金を共同相続人の一部の者に相続させる旨の遺言によって指定された遺言執行者からの預金払戻請求を銀行が拒絶したことについて、一次的に、当該払戻拒絶行為が不法行為に当たるとして損害賠償請求がなされ、二次的に、預金の払戻請求がなされた事案である。

本判決は、まず、二次的請求についての遺言執行者の原告適格及び預金払戻権限を認めた上で、不法行為の成否を検

討したものであるが、金融機関において遺言執行者からの預金払戻請求に慎重な態度で臨み、事案に応じて、相続人の全部又は一部の意思確認を求めることにも一定の合理性を見出すことができるから、上記預金の払戻拒絶行為が直ちに不法行為に該当するような高度の違法性を有するとは認められず、他の共同相続人の意思確認ができていなかったなどの事情の下においては、銀行は不法行為責任を負わないと判示した。

(9)東京地判平成24年1月27日 判例タイムズ1381号167頁

平成23年(レ)第1322号 損害賠償請求控訴事件(変更,一部控訴棄却・確定)

Xは、証券会社Yに口座を開設し、株式を買い付けたが、同口座やYからの郵便物にXの戸籍上の氏と異なる漢字が用いられており、Xは戸籍上の漢字を用いるよう求めたが、受け容れられず、さらに、株式の売却を求めたところ、同口座が凍結されていることを理由にこれを拒否されたため、これらが不法行為にあたり、株式の購入代金及び慰謝料の損害賠償を求めた。本判決は、Yの戸籍上の漢字がいわゆる振替制度外字であることから、これを振替制度内字であるJIS水準漢字に置き換えたこと及び金融商品取引法により証券会社に交付義務が課せられている契約締結前及び締結時交付書面の受領が確認できない限り、その後の新たな口頭の注文に応じないという取り扱いにしていること自体は、不合理であるとはいえないとしたが、Yとしては、株式の売却を求められた以上、Xの戸籍上の氏を手書等により表記した郵便物をXに送付し、その受領を待って売却に応じる等する義務があるところ、同義務を尽くしていないのは違法であるとし、慰謝料20万円の限度でXの請求を認容し、株式については、Xがなお保有しており、口頭弁論終結時における株価がXが売却を求めた時点の株価を上回っていたこと等から、損害を否定した。

(10)東京地判平成24年6月8日 判例時報2163号58頁

平成23年(ワ)第30816号 損害賠償等請求事件,却下(確定)

原告は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(一般法人法)278条の規定(責任追及の訴え)の中身は、法人の社団性から導かれる規定であり、法人と同様に社団性を有する権利能力なき社団にも準用されると主張するが、団体においては、多数決の原則等に従い、その内部規定に基づき団体としての意思を決定することを通じて、総構成員の共同の利益を図るのが原則であるというべきであり、例外的に、法が、役員相互間の情実により役員の子団体に対する責任が不問に付され、団体ひいては各構成員の利益が害されるなどを防ぐなどの理由により、特に代表訴訟を認められた場合についてのみ、これが許されると解すべきであって、法に明文の規定がないにもかかわらず、一般的に一般法人法278条の規定を類推して、代表訴訟を認めることはできないというべきである。

(11)横浜地判平成24年7月17日 判例時報2162号99頁

平成22年(ワ)第6906号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴),判決文参照),平成22年(ワ)第1413号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120803104538.pdf>

消費者金融会社(武富士)の顧客が、過払金の返還を受けられなかったとして、同社の元代表取締役に対し損害賠償請求をした事案において、貸金業者が当該貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたりしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合には不法行為を構成し、貸金業者の代表取締役についても異なるところはないと判示した上で、武富士は最高裁第二小法廷平成18年1月13日判決(民集60・1・1,以下「平成18年判決」という。)によりみなし弁済が成立する余地がなくなったことを十分認識し、代表取締役も認識していたと認められ、平成18年6月30日(有価証券報告書提出日)には引直計算により貸金残高を確認することが求められていたところ、引直計算に必要な時間は4か月が相当、と判示し、最高裁第一小法廷平成19年6月7日判決(民集61・4・1537,以下「平成19年判決」という。)を踏まえて、平成18年判決以降に貸付のない事案では上記から4か月後の平成18年10月30日の時点で、貸付のある事案では平成19年判決の4か月後である平成19年10月7日の時点で、それ以降には引直計算をして貸金債権の存否を確認することが可能であった、として、各時点以降の返還請求等につき不法行為を構成するとし、これに基づく損害賠償請求を一部認容した事例。

【商事法】

(12)最二判平成24年12月21日 最高裁HP

平成23年(受)第392号 再生債権査定異議控訴,同附帯控訴事件(破棄差戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121221150025.pdf>

(要旨)

Yの臨時報告書及び有価証券報告書に金融商品取引法(以下「金商法」という。)21条の2第1項にいう虚偽記載等の事実があったため、その公表と同日にされた再生債務者Yの再生手続において、Yの株式を取引所市場で取得したXが損害

を被ったと主張して、同条に基づく損害賠償債権等につき再生債権として届出をしたところ、その額を0円と査定する旨の決定がされたことから、Xが提起した異議の訴えにおいて、同条4項又は5項の規定による(虚偽記載による株の値下がり以外の事情による損害の)減額を否定した原審の判断に違法があるとして差し戻した事例。

(理由)

虚偽記載の公表日に再生申立の事実についても公表されていることに照らすと、本件公表日後のY株の値下がり、上記両事実があいまって生じたものとみるのが相当である。

そして、Yが再生申立に至ったのは、金融機関の融資姿勢の厳格化等に伴う資金繰りの悪化によるものであり、虚偽記載等や、その事実の公表に起因して、資金繰りの悪化がもたらされたわけではない。また、Yは、Aとのスワップ契約による資金調達の可能性があり、仮にその資金調達が実現しなかったとしても、Aとの業務・資本提携により、多額の資金調達に成功して、これを債務の返済に充てていたほか、AによるTOBが実施されることも見込まれており、虚偽記載等がされなかった場合に、こうしたAとの提携交渉までもが頓挫したことが確実であることをうかがわせる事情は見当たらない。そうすると、虚偽記載等がされた当時、Yが既に倒産状態又は近々倒産することが確実な状態であったということとはできず、虚偽記載等によってそのことが隠蔽されていたということもできない。

以上から、本件再生申立による値下がりが本件虚偽記載等と相当因果関係のある値下がりとして評価することはできない。

(13)東京地判平成24年2月21日 判例時報2161号120頁

平成21年(ワ)第11891号 貸金返還請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)

Xは都市銀行、Yは岩手県内で有線テレビ放送事業を行う株式会社であり、XはYに対し2億円の貸付をした。主位的請求は貸金残金等の支払を求めたものであり、予備的請求は貸金残金の不当利得返還請求を求めたものである。

本件の主要な争点は、Yによる借入がYの関連会社A物産の運転資金に充てるための転貸融資目的である名義貸しか、本件借入は会社法上の「多額の借財」に当たるか、本件借入につきYの取締役会決議が存在したか、取締役会決議の欠缺についてXは悪意又は過失が認められるか、仮に名義貸しに係る借入として民法93条但書の適用又は類推適用が認められる場合には、不当利得返還請求も排斥されるか、などがある。

本判決は名義貸しは認められないとした上で、本件借入は「多額の借財」に当たり、取締役会決議の存在は認められず、そのことをXは知っているか、又は知らなかったとしても過失があったとし、主位的請求を棄却し、Yの主張するように名義貸与者が契約上も不当利得法上も一切の責任を負わない名義貸しが認められるとすれば、実質的にも名義貸与者に何ら利得が生じた認められない場合に限られるが、YにXに対する債務負担の意思がなかったと認めることはできず、XにおいてYが実体的な責任を負担するものではないという趣旨を了解していたなどと認めることはできず、Yには利得が認められるとして、予備的請求を認容した。

【知的財産】

(14)知財高判平成23年10月11日 判例タイムズ1381号202頁

平成23年(行ケ)第10174号 審決取消請求事件(認容・確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111213164637.pdf>

Xは、指定商品第30類「饅頭」として本願商標「炭都饅頭」(縦書き)の登録出願をしたが、特許庁から、引用商標「TANTO/タント」(登録第5149010号、横2段書き)と類似するとの理由で拒絶査定を受け、不服審判請求をしたところ、請求不成立の審決を受けたため、その取消を求めた。本判決は、(a)本願商標は江戸文字で「炭都饅頭」とまとまりよく記してなる外観を有し、欧文字及び片仮名による横2段書きの引用商標と外観が大きく異なる、(b)本願商標の構成のうち「炭都」の部分が特に強調された外観のものではなく、同部分直ちに要部になるとはいえず、生じる呼称が異なる、(c)本願商標からは「炭鉞で栄えた都市にちなんだ饅頭」程度の観念等が生じる一方、引用商標からは、沢山の意味を持つ俗語「たぁんと」「たんと」から来る観念が生じるか、あるいはイタリア語を知っている需要者、取引者にとってはその欧文字から「沢山の」という観念が生じるから、生じる観念が異なるとして、本願商標と引用商標が類似するとした審決の判断には誤りがあると判示し、審決を取り消した。

(15)知財高判平成24年11月21日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10098号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121130170051.pdf>

特許出願人である原告が、拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であり、審決において初めて引用発明に周知技術を適用して当業者に容易に発明することができたと判断したことが違法である等を主張したが、請求が棄却された事案。

特許法159条2項が準用する同法50条は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した

場合には、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない旨を規定する。その趣旨は、審判官が新たな事由により出願を拒絶すべき旨の判断をしようとするときは、出願人に対してその理由を通知することによって、意見書の提出及び補正の機会を与えることにあるから、拒絶査定不服審判手続において拒絶理由を通知しないことが手続上違法となるか否かは、手続の過程、拒絶の理由の内容等に照らして、拒絶理由の通知をしなかったことが出願人の上記の機会を奪う結果となるか否かの観点から判断すべきである。

原告は、「時間モードと空間モードとの間で表示モードを変更しても選択されたデータアイテムを表示したままとすること」は、本願発明の課題を解決する重要な技術的特徴であって、単に周知技術として処理すべきではなく、つまり、周知例1及び2を引用することによって、本願発明の進歩性を否定する論理付けを組み立てるのであれば、引用発明とこれらの記載事項との組合せの容易性を論じなければならず、そうであれば、それに対する意見を述べさせなくてはならないと主張する。しかしながら、上記周知技術を採用した場合に、表示モードの切替えの際に、注目しているデータアイテムが失われることがないという作用効果を奏することは、当業者に自明のことにすぎない。そうすると、本件審決において上記周知技術を示したとしても、新たな事由により出願を拒絶すべきと判断したことにはならず、そのことが当業者である出願人に対し不意打ちになるということとはできないから、本件の拒絶査定不服審判手続において改めて拒絶理由を通知しなかったとしても、原告にとって意見書の提出や補正の機会が奪われたということとはできない。

(16)知財高判平成24年11月29日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10119号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121206104344.pdf>

原告が本件特許につき無効審判を請求したところ、被告による訂正請求(第1訂正)を認めた上で「本件審判の請求は、成り立たない。」との本件審決がされ、本件審決の取消を求めて本訴を提起したが、その後、被告が請求した訂正審判(第2訂正)を認める審決(本件訂正審決)が確定した一方で、裁判所においては、再度、特許庁の審理を先行させるのが相当であるから本件審決は取り消されるべきであるとした事案。

特許庁は、本件訂正審決において、本件審決において第1訂正発明と対比された引用例と同一の引用例との対比において独立特許要件が認められると判断している。そうすると、第2訂正発明と上記引用例記載の発明との同一性ないし容易想到性判断についての特許庁の判断は、本件訂正審決により示されており、この点につき特許庁の判断が先行しているものと解する余地がある。

しかし、本件審決と本件訂正審決においては、本件特許に係る発明と引用例との一致点及び相違点の認定、新規性ないし進歩性に係る判断の対象が実質的にも変更されている。すなわち、本件審決においては、第1訂正発明における「前記目標値が変化したときに」の意義について、原被告いずれの主張も排斥した上で、「前記目標値」が「ある状態から他の状態に変わったときに」を意味するもの、すなわち「前回の目標値」と「今回の目標値」を比較し、変化したときと理解できるとして、引用例1,2との対比を行った上、これを相違点として挙げて、第1訂正発明は、引用発明1と同一の発明ではなく、引用発明2、及び引用例1,甲3ないし5に記載された周知技術に基づき容易に想到できたものとはいえないとして、無効請求は成り立たないとしたものである。他方、本件訂正審決では、第2訂正発明において、「今回の目標値」と比較される「比較対象」は、引用発明1における「現在表示中の表示データ」や引用発明2における「旧データ」に相当するもの、すなわち「前回の出力値」であるとして、この点を引用例1,2との相違点とはせず、新たに付加された構成要件について相違点を挙げて、第2訂正発明は、引用発明1と同一の発明ではなく、引用発明1ないし2に基づき容易に想到できたものでもなく、独立特許要件を充足するとして、第2訂正を認めたものである。

そうすると、本件訂正審決において、本件審決における引用例と同一の引用例との対比において独立特許要件が認められるとの判断がされているとしても、本件無効審判請求について、新たに付加された構成要件も含めて、再度、特許庁の審理を先行させるのが相当であるから、本件審決は取り消されるべきである。

(17)知財高判平成24年12月5日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10277号 商標権審決取消請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121212153449.pdf>

「身飾品」を指定商品とする本件商標の登録取消を求める被告の審判(取消2011-300871号事件)の請求について、本件商標の商標権者(原告)及び通常使用権者が、本件審判の請求の登録前3年以内に、日本国内において、対象指定商品について本件商標を使用したといえず、不使用についての正当理由の主張立証はないという理由で、特許庁が同請求を認めた本件審決には取消事由があると主張して、原告が本件審決の取消を求めた事案。

本件商品の名称や構成、販売時の広告態様、本件商品及びこれと同種の商品についての使用状況やこれから推認される取引者及び需要者の認識等に照らせば、本件商品は、時計やブレスレット、ネックレス等の装飾品の鎖部分などに付ける飾りであるが、バッグに取り付けて使用するのみならず、これを洋服に付けたり、それ自体をブレスレットやネッ

クレスとして、使用することもできるものであり、「アクセサリ」として紹介されているものということができる。従って、おしゃれを目的として使用される装飾品である「身飾品」にも該当するということができる本件商品は、「バッグの装飾品」であって、「チャーム(鎖用宝飾品)」ということとはできず、対象指定商品に当たらないとした本件審決の認定判断に誤りがある、として審決は取り消された。

【民事手続】

(18)東京高決平成24年10月24日 金法1959号109頁

平成24年(ヲ)第1972号 債権差押命令及び転付命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却)

債権者Xは、債務者Yに対する執行力ある判決正本に基づき、大規模な金融機関である第三債務者に対してYが有する預金債権につき、債権差押命令及び転付命令を申し立てた。その際、Xは、差押債権目録において、第三債務者の店舗を支店名で特定せず、複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とし、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とするとして、当該店舗の預金債権について、先行する差押等の有無、預金の種類、口座番号等による指定の順序に従い差押金額に満つるまで、とする方法で差し押さえるべき債権を表示した。原決定は、上記方法による差押債権の表示は、差押債権が特定されておらず不適法であるとして、Xの申立を却下したところ、Xが執行抗告をした。

本決定は、本件申立による差押を認めた場合、大規模な金融機関である第三債務者は、全ての店舗の中から預金額最大店舗を抽出する作業が必要となるが、その際、第三債務者において、全ての店舗の全ての預金口座について、まず該当顧客の有無を検索した上、該当顧客を有する店舗における差押命令送達時点での口座ごとの預金残高及びその合計額等を調査して、当該店舗が最大店舗に該当するかを判定する作業が完了しない限り、差押の効力が生ずる預金債権の範囲が判明しないことになるから、本件申立における差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において差押の効力が差押命令送達時点ですべて生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに確実に差し押さえられた債権を識別することができるものであるということとはできず、差押債権が特定されていないと述べて、本件申立を不適法として却下した。

【刑事法】

(19)東京高判平成22年5月18日 判例タイムズ1381号246頁

平成21年(ウ)第2391号 自動車運転過失傷害被告事件(破棄自判・確定)

被告人は、タンクローリーを運転し交差点に進入するにあたり、対面信号が青色であることを確認したものの、その後は信号に留意しないまま時速約40キロメートルで進行し、交差点の停止線手前約15.6メートルの地点で初めて対面信号機が黄色を表示しているのに気づいたが、そのまま直進し、進路前方の交差点出口前の横断歩道を青色信号に従って横断しようとした歩行者2名と衝突し傷害を負わせた。本判決は、過失の内容として、黄色信号に気づいた時点で直ちに停止措置を講じて停止すべき注意義務については、本件の事実関係のもとでは、黄色信号に気づいた地点で急制動措置を講じても空走時間等から計算すると青色信号に従って横断歩道を通行する歩行者等との事故を惹起する危険が生じるとし、被告人に対しこのような注意義務を課すのは相当ではないとしたが、被告人には、対面信号機の信号表示に留意し、信号表示が青色から黄色に変わった場合には、直ちに制動措置を講じてその信号表示に従い速やかに停止線の手前で停止すべき注意義務があるのに、これを怠り、対面信号機の信号表示を注視しないで漫然前記速度で進行し、同信号表示が黄色に変わったのを見落とした過失があるとし、自動車運転過失傷害罪を認めた。

【公法】

(20)最二判平成24年12月7日 最高裁HP

平成22年(あ)第762号 国家公務員法違反被告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121207163856.pdf>

(要旨)

1 国家公務員法(平成19年法律第108号による改正前のもの)110条1項19号、国家公務員法102条1項、人事院規則14-7第6項7号、13号による政党の機関紙の配布及び政治的目的を有する文書の配布の禁止規定は憲法21条1項、31条に反しない。

2 管理職の地位にない公務員(厚生労働事務官)が休日に政党機関紙を配布した行為は、国家公務員法102条1項、人事院規則14-7第6項7号、13号により禁止された政党の機関紙の配布及び政治的目的を有する文書の配布に当たらないとされた事例。

(判断)

1 本件罰則規定が憲法21条1項,31条に違反するかを検討する。

まず,本件罰則規定の目的は,公務員の職務の遂行の政治的中立性を保持することによって行政の中立的運営を確保し,これに対する国民の信頼を維持することにあるところ,これは,議会制民主主義に基づく統治機構の仕組みを定める憲法の要請にかなう国民全体の重要な利益というべきであり,公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為を禁止することは,国民全体の上記利益の保護のためであって,その規制の目的は合理的であり正当なものといえる。他方,本件罰則規定により禁止されるのは,民主主義社会において重要な意義を有する表現の自由としての政治活動の自由ではあるものの,その制限は必要やむを得ない限度にとどまり,前記の目的を達成するために必要かつ合理的な範囲のものというべきである。そして,上記の解釈の下における本件罰則規定は,不明確なものとも,過度に広汎な規制であるともいえないと解される。なお,このような禁止行為に対しては,服務規律違反を理由とする懲戒処分のみではなく,刑罰を科すことをも制度として予定されているが,これは,国民全体の上記利益を損なう影響の重大性等に鑑みて禁止行為の内容,態様等が懲戒処分等では対応しきれない場合も想定されるためであり,あり得べき対応というべきであって,刑罰を含む規制であることをもって直ちに必要かつ合理的なものであることが否定されるものではない。

以上の諸点を鑑みれば,本件罰則規定は憲法21条1項,31条に違反するものではないというべきであり,このように解することができることは,当裁判所の判例(最高裁昭和44年(あ)第1501号同49年11月6日大法廷判決・刑集28巻9号393頁外)の趣旨に徴して明らかである。

2 次に,本件配布行為が本件罰則規定の構成要件に該当するかを検討する。

本件配布行為が本規則6項7号,13号(5項3号)が定める行為類型に文言上該当する行為であることは明らかであるが,公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものかどうかについて,諸般の事情を総合して判断する。

本件配布行為は,管理職的地位になく,その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって,職務と全く無関係に,公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり,公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから,公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない。そうすると,本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しないというべきである。

以上のとおりであり,被告人を無罪とした原判決は結論において相当である。

(21)最二判平成24年12月7日 最高裁HP

平成22年(あ)第957号 国家公務員法違反被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121207172309.pdf>

(要旨)

管理職である公務員(課長補佐)が政党機関紙を配布した行為が,国家公務員法102条1項,人事院規則14-7第6項7号により禁止された政党の機関紙の配布に当たり,これに国家公務員法(平成19年法律第108号による改正前のもの)110条1項19号の罰則を適用することが憲法21条1項,31条に違反しないとされた事例。

(判断)

1 本件罰則規定が憲法21条1項,15条,19条,31条,41条,73条6号に違反するか。

まず,本件罰則規定の目的は,公務員の職務の遂行の政治的中立性を保持することによって行政の中立的運営を確保し,これに対する国民の信頼を維持することにあるところ,これは,議会制民主主義に基づく統治機構の仕組みを定める憲法の要請にかなう国民全体の重要な利益というべきであり,公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為を禁止することは,国民全体の上記利益の保護のためであって,その規制の目的は合理的であり正当なものといえる。他方,本件罰則規定により禁止されるのは,民主主義社会において重要な意義を有する表現の自由としての政治活動の自由ではあるものの,その制限は必要やむを得ない限度にとどまり,前記の目的を達成するために必要かつ合理的な範囲のものというべきである。そして,上記の解釈の下における本件罰則規定は,不明確なものとも,過度に広汎な規制であるともいえないと解される。また,国家公務員法102条1項が人事院規則に委任しているのは,公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為の行為類型を規制の対象として具体的に定めることであるから,同項が懲戒処分の対象と刑罰の対象とでことさらに区別することなく規制の対象となる政治的行為の定めを人事院規則に委任しているからといって,憲法上禁止される白紙委任に当たらないことは明らかである。

以上の諸点を鑑みれば,本件罰則規定は憲法21条1項,15条,19条,31条,41条,73条6号に違反するものではないというべきである。

2 次に,本件配布行為が本件罰則規定の構成要件に該当するかを検討するに,本件配布行為が人事院規則6項7号が定める行為類型に文言上該当する行為であることは明らかであるが,公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものかどうかについて,諸般の事情を総合して判断する。

被告人は,課長補佐であり,部下である各係職員を直接指揮するとともに,同課に存する課長補佐の筆頭課長補

佐(総括課長補佐)として他の課長補佐等からの業務の相談に対応するなど課内の総合調整等を行う立場にあり、国家公務員法108条の2第3項ただし書所定の管理職員等に当たり、一般の職員と同一の職員団体の構成員となることのない職員であったものであって、指揮命令や指導監督等を通じて他の多数の職員の職務の遂行に影響を及ぼすことのできる地位にあったといえる。このような地位及び職務の内容や権限を担っていた被告人が政党機関紙の配布という特定の政党を積極的に支援する行動を行うことについては、それが勤務外のものであったとしても、国民全体の奉仕者として政治的に中立な姿勢を特に堅持すべき立場にある管理職的地位の公務員がことさらにこのような一定の政治的傾向を顕著に示す行動に出ているのであるから、当該公務員による裁量権を伴う職務権限の行使の過程の様々な場面でその政治的傾向が職務内容に現れる蓋然性が高まり、その指揮命令や指導監督を通じてその部下等の職務の遂行や組織の運営にもその傾向に沿った影響を及ぼすことになりかねない。したがって、これらによって、当該公務員及びその属する行政組織の職務の遂行の政治的中立性が損なわれるおそれが実質的に生ずるものといえることができる。

そうすると、本件配布行為が、勤務時間外である休日に、国ないし職場の施設を利用せずに、それ自体は公務員としての地位を利用することなく行われたものであること、公務員により組織される団体の活動としての性格を有しないこと、公務員であることを明らかにすることなく、無言で郵便受けに文書を配布したにとどまるものであって、公務員による行為と認識し得る態様ではなかったことなどの事情を考慮しても、本件配布行為には、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められ、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当するといえるべきである。そして、このように公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる本件配布行為に本件罰則規定を適用することが憲法21条1項、31条に違反しないことは、説示したところに照らし、明らかといえるべきである。

以上のとおりであり、原判決に所論の憲法違反はなく、論旨は採用することができない。

(22)東京高判平成24年6月27日 裁判所(総合)HP

平成24年(行コ)第46号 処分取消請求控訴事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121217145958.pdf>

(要旨)

道路交通法26条の2第3項に違反する行為をしたとして、公安委員会から、基礎点数1点を付され、違反行為の経歴を記録された控訴人が、点数付加と経歴の記録の取消と点数付加に係る基礎点数の無効及び本件経歴の不存在の確認を求めたが、取消の訴えも確認の訴えもいずれも不合法として却下された事案。

(事案)

控訴人は、自動車を運転中、進路の変更の禁止を表示する道路標示によって区画されている車両通行帯において法定の除外事由なくその道路標示を越えて進路を変更し、道路交通法26条の2第3項に違反する行為(以下「本件違反行為」という。)をしたとして、東京都公安委員会により、基礎点数1点を付され(以下「本件点数付加」という。)、本件違反行為の違反経歴(以下「本件経歴」という。)の記録(以下「本件記録」という。)がされた。

控訴人は、主位的に、本件点数付加及び本件記録が行政事件訴訟法3条2項の「処分」に該当すると主張して、その取消(この取消請求に係る訴訟を、以下「本件取消訴訟」という。)を求め、予備的に、本件点数付加に係る基礎点数の無効及び本件経歴の不存在の確認(この確認請求に係る訴訟を、以下「本件確認訴訟」という。)を求めた。

原判決は、本件取消訴訟及び本件確認訴訟に係る各訴え(以下「本件訴え」という。)が不合法であるとして、いずれも却下し、控訴人が控訴した。

(判断)

当裁判所も、本件訴えは不合法であり、いずれも却下すべきものと判断する。

1 控訴人は、個人情報保護条例に規定する個人の権利利益として、本件点数付加により、控訴人の個人の権利利益が直接侵害されて法的地位に直接に影響を及ぼしており、本件点数付加や本件記録の処分性を論ずるまでもなく、本件取消訴訟に係る訴えが適法であると主張するようである。

しかし、控訴人は、本件取消訴訟に係る訴えにおいて、「処分の取消しの訴え」(行訴法3条2項)として、本件点数付加と本件記録の取消を求めているのであるから、訴訟の対象とされた本件点数付加と本件記録について、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる」ことを要することが明らかであり、本件点数付加や本件記録が行政事件訴訟法3条2項にいう「処分」に当たるものではないことは、前判示のとおりである。仮に、本件点数付加と本件記録に係る情報について、個人情報保護条例上、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権の対象に当たるとしても、同条例が、控訴人に対し、同条例の定める要件に従って認められる自己を本人とする個人情報の開示を請求する権利、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報の訂正や利用停止を請求する権利を与えることを超えて、控訴人の主張するように本件点数付加や本件記録の取消請求を基礎付けるような法的地位まで与えるものであると解することはできず、本件点数付加と本件記録が同項所定の処分に当たるものと解することはできない。

2 控訴人は、本件確認訴訟について、個人情報保護条例によって誤った個人情報を保有されない法的地位を有して

おり、誤った本件点数付加と本件経歴によって客観的、具体的に権利利益が侵害されているから、本件確認訴訟には、確認の利益があると主張するようである。

しかし、同条例によって控訴人の主張する権利ないし法律上の地位が保障されていると解することはできず、被控訴人が誤った基礎点数情報を保有し、本件経歴が記録されることにより、控訴人に生じているという法律上の地位の不安、危険は、結局、主観的・抽象的なものといわざるを得ないのであって、本件点数付加の無効と本件経歴の不存在を即時に判決の既判力をもって確定する必要性があるとは認められず、本件確認訴訟において、確認の利益が認められないことは、判示のとおりである。

以上によれば、控訴人の本件訴えは、いずれも不適法であるから、却下を免れないことになる。

【社会法】

(23) 最一判平成24年11月29日 最高裁HP

平成23年(受)第1107号 地位確認等請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121129150057.pdf>

(要旨)

定年後引き続き1年間の嘱託雇用契約によりYに雇用されていたXが、Yに対し同契約終了後の継続雇用を求めたものの拒絶されたことから、XはYが定めた高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)9条2項所定の「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準」(以下「継続雇用基準」という。)を満たす者を採用する旨の制度により再雇用されたなどと主張して、Yを相手に、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認並びに同契約に基づき週40時間(労働時間は週30時間)の労働時間に対応する額の賃金及びその遅延損害金の支払を求める事案において、当該制度に基づき再雇用されたのと同様の雇用関係の存続が認められた事例。

(理由)

Yは、法9条1項2号所定の継続雇用制度を導入したものとみなされるところ、期限の定めのない雇用契約及び定年後の嘱託雇用契約によりYに雇用されていたXは、Yの高年齢者継続雇用規程(以下「本件規程」という。)所定の継続雇用基準を満たすものであったから、Xにおいて嘱託雇用契約の終了後も雇用が継続されるものと期待することには合理的な理由があると認められる一方、YにおいてXにつき本件規程に基づく再雇用をすることなく嘱託雇用契約の終期の到来によりXの雇用が終了したものとすることは、他にこれをやむを得ないものとみるべき特段の事情もつかげられない以上、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないものといわざるを得ない。

したがって、本件の前記事実関係等の下においては、前記の法の趣旨等に鑑み、YとXとの間に、嘱託雇用契約の終了後も本件規程に基づき再雇用されたのと同様の雇用関係が存続しているものとみるのが相当であり、その期限や賃金、労働時間等の労働条件については本件規程の定めに従うことになるものと解される(最高裁昭和45年(オ)第1175号同49年7月22日第一小法廷判決・民集28巻5号927頁、最高裁昭和56年(オ)第225号同61年12月4日第一小法廷判決・裁判集民事149号209頁参照)。

(24) 大阪地判平成23年10月3日 判例タイムズ1380号212頁

平成22年(ワ)第9684号 不当競争行為差止等請求事件(一部認容・控訴)

変形自在な水切りざるを販売する原告が、同様の商品を販売する被告らに対し、被告らの行為が、不正競争防止法2条1項1号又は同項3号の行為に当たるとして、被告らの行為の差止及び被告ら商品の廃棄を求めるとともに、損害賠償等の支払を求めた事案において、本判決は、被告らのうち一社に対する請求を一部認め、同社から被告ら商品を購入・販売していた他の被告らに対してもその一部につき同社と連帯して損害賠償責任を認め、差止及び廃棄請求については棄却した。

本判決は、その理由として、原告商品は、ざるとしての機能に加え、柔軟性があり、変形させることができるという形態的特徴は、原告商品の機能そのもの又は機能を達成するための構成に由来する形態であり、商品の実質的機能を達成するための構成に由来する形態として、法2条1項1号の商品等表示には当たらないというべきであるとし、一方、同条1項3号については、独占的販売権者である原告も保護の主体となり、被告らは、原告商品の形態に依拠してこれと実質的に同一の形態である被告商品を作り出しており、その形態は、商品の機能を確保するために不可欠な形態などにも当たらないから、被告らの行為は不正競争にあたり、原告商品と被告ら商品との譲渡数量や小売単価からすれば、譲渡数量の少なくとも2分の1に当たる数量を原告が販売することのできない事情があったとするのが相当であるとした(なお、差止及び廃棄請求については、原告商品が販売されてから3年が経過しており理由がないとした。)。

(25)東京地判平成24年12月6日 裁判所HP

平成24年(ワ)第11119号 不正競争信用毀損行為差止等請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121213152351.pdf>

弁護士である原告が、行政書士である被告において、虚偽の記事を自己のブログに掲載して原告の営業上の利益を侵害しているとして、不正競争防止法2条1項14号、3条に基づき、上記記事の掲載の禁止と削除を求めるとともに、同法4条に基づき、損害金の支払を求めた事案で、原告と被告とが競争関係にあるか否かが争点となった。

不正競争防止法2条1項14号の「競争関係」とは、事業者間の公正な競争を確保するという同法の目的に照らすと(同法1条)、現実の市場における競合が存在しなくとも、市場における競合が生じるおそれがあれば足りると解するのが相当である。弁護士法3条1項が弁護士の職務として定める「その他一般の法律事務」とは、法律に関する事務全般をいい、行政書士法1条の2第1項が行政書士の業務として定める「権利義務...に関する書類...を作成すること」を含むものであり、原告と被告とは、権利義務に関する書類を作成する業務において、市場における競合が生じるおそれがあるといえるので、原告と被告とは競争関係にあると認定し、被告が原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布した行為により信用毀損が成立するので、被告によるブログ、電子掲示板等に記事の掲載の禁止及びその削除並びに損害賠償金50万円を認容した。

【紹介済み判例】

東京高判平成23年1月25日 判例時報2161号143頁

平成22年(う)第1756号 窃盗、営利拐取、監禁、強盗致死、覚せい剤取締法違反被告事件 控訴棄却(上告、上告取下げ、確定)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110831152735.pdf>

法務速報131号34番で紹介済み

東京地判平成23年11月17日 判例タイムズ1380号235頁

平成23年(レ)第26号 不当利得返還請求控訴事件(変更・確定)

法務速報136号4番で紹介済み

最一判平成23年12月1日 金法1958号89頁

平成23年(受)第307号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111201142825.pdf>

法務速報128号1番で紹介済み

最一判平成23年12月15日 判例時報2162号45頁

平成22年(行ツ)第300号・301号・同(行ヒ)第308号 公金支出差止請求上告、同附带上告事件(破棄自判、附带上告棄却)

法務速報128号24番で紹介済み

最二判平成23年12月16日 金法1959号103頁

平成22年(受)第2324号 請負代金請求本訴・損害賠償等請求反訴事件(破棄差戻)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111216142205.pdf>

法務速報129号1番で紹介済み

最三決平成24年2月7日 判例時報2163号3頁

平成23年(許)第31号 担保不動産競売手続取消決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120210155813.pdf>

法務速報130号16番で紹介済み

最三決平成24年2月7日 金法1959号97頁

平成23年(許)第31号 担保不動産競売手続取消決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120210155813.pdf>

法務速報130号16番で紹介済み

知財高判平成24年2月14日 判例時報2161号86頁

平成22年(ネ)第10076号 商標権侵害差止等請求控訴事件 控訴棄却(確定)
法務速報130号13番で紹介済み

大阪地判平成24年2月16日 判例時報2162号124頁
平成21年(ワ)第18463号 著作権確認等請求事件(控訴)
法務速報131号19番で紹介済み

東京地判平成24年3月15日 判例タイムズ1380号170頁
平成19年(ワ)第25583号 損害賠償請求(株主代表訴訟)事件(一部認容・控訴)
法務速報136号8番で紹介済み

東京高判平成24年3月19日 金法1958号96頁
平成23年(ネ)第7546号 損害賠償請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)
法務速報135号5番で紹介済み

最三決平成24年5月1日 例時報2163号145頁
平成24年(シ)第181号 中等少年院送致決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件(抗告棄却)
判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120724133937.pdf>
法務速報139号19番で紹介済み

最二判平成24年6月29日 金法1958号84頁
平成24年(受)第539号 不当利得返還請求事件(上告棄却)
判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120629161322.pdf>
法務速報135号1番で紹介済み

2. 平成24年(2012年)12月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

別冊商事法務編集部 編 商事法務 128頁 2,310円
別冊商事法務No.372 会社法制の見直しに関する要綱の概要

広田 薫 著 日本法令 292頁 2,100円
希望者全員の継続雇用義務化!改正高年齢者雇用安定法の解説と企業実務

東京弁護士会 両性の平等に関する委員会 編 商事法務 239頁 2,730円
DV・セクハラ相談マニュアル

遺言・相続実務問題研究会 編集/藤井信介 代表 新日本法規 442頁 4,725円
遺言・相続 法務の最前線 専門家からの相談事例

増田勝久編著/苗村博子/中井洋恵/平野恵稔/谷 英樹/櫻井美幸/今井孝直/岡崎倫子 著 日本加除出版 376頁
3,780円

Q&A 家事事件手続法と弁護士実務

太田 洋 編著 清文社 232頁 2,100円
速報!会社法改正「会社法制の見直しに関する要綱」解説と実務対応上のポイント

4.12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

守屋克彦/斉藤豊治 編集代表 現代人文社 688頁 6,825円
コンメンタール 少年法

黒坂昭一 著 清文社 408頁 2,940円
新訂 Q&A 国税通則法 詳解

建築規定運用研究会 編集 ぎょうせい 454頁 6,300円
プロのための主要都市建築法規取扱基準[二訂版]

逐条解説建築基準法編集委員会 編著 ぎょうせい 1322頁 10,999円
逐条解説 建築基準法

渡邊 岳 著 日本法令 388頁 2,415円
改正労働契約法に対応!「雇止めルール」のすべて

自治体法務研究所 編著 ぎょうせい 316頁 3,900円
新地方税務争訟ハンドブック

一般社団法人金融財政事情研究会 編 きんざい 624頁 6,720円
実務必携 預金の差押え

5. 発刊書籍の解説

- ・「遺言・相続 法務の最前線 専門家からの相談事例」

第1部では、遺言・遺産分割事件処理上の留意点・諸問題として、遺産の範囲等、遺産の評価等、特別受益・寄与分等、遺産分割手続、遺言に関し、具体的な事例について解説されている。

第2部では、手続選択、遺産分割協議、調停、審判、遺言書作成、遺言執行、遺言無効確認訴訟、遺留分に関し、具体的な事例について解説されている。

第3部では遺言と異なる遺産分割協議についての議論が紹介されている。

- ・「実務必携 預金の差押え」

預金の差押えについて、差押の種類、意義、差押命令等の受理、陳述の催告、差押の競合、差押預金の供託、差押の解除等、網羅して解説されている。約350問のQ&Aで詳説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。